

令和4年度UDアドバイザー養成講習会

とっとりUD施設普及推進プログラム

# UDアドバイザー登録派遣制度

## UD施設認証制度について

鳥取県生活環境部くらしの安心局

住まいまちづくり課

# ■ 本日本話する内容

1. とっとりUD施設普及促進プログラムの概要
2. とっとりUD施設認証制度の概要
3. とっとりUDアドバイザー認証登録制度
  - 制度概要
  - ユニバーサルデザインについて
  - UDアドバイザーの心得
  - UDアドバイザーの視点
  - 当日の流れ
  - 事例紹介

# とっとりUD施設普及推進プログラム

- 福祉のまちづくり条例の改正施行(10月1日)に合わせて、10月から運用を開始
- 建築物のUD整備を計画、設計、整備、普及の4ステップで支援し、すべての人にとって使いやすいUD建築物の普及を促進

1

## 計画 UDアドバイザー派遣(令和4年10月開始)

- 利用者、専門家の各アドバイザーを登録・派遣し、建築物のUD整備を助言  
利用者:高齢者、障がい者、子育て 専門家:建築士、介護士、保健師等

キッズルームの整備



2

## 設計 とっとりUD施設認証制度(令和4年10月開始)

- 福祉のまちづくり条例に適合し、更に施設(ハード)、運営・サービス(ソフト)の両面でUD整備に取り組む建築物を★・★★・★★★の3段階で認証  
(整備例) ハード:各階に車いす使用者用トイレ ソフト:UDアドバイザーの意見反映

わかりやすい車椅子使用者用駐車場



3

## 整備 福祉のまちづくり推進事業補助金(令和4年10月拡充)

- 建築物のバリアフリー整備に市町村と協調して助成(補助率2/3)
- UD認証に必要な整備は、助成額を更に上乗せ  
例)多目的トイレ:130万円(通常助成)+130万円(UD認証上乗せ)

コミュニケーションボード等の常備



4

## 普及 バリアフリーマップアプリに掲載、PR(令和5年3月開始)

- 設備、子育て応援パスポート協賛店、高齢・障がい者が利用できる割引情報を提供
- 多言語に対応、ユニバーサルツーリズムに活用

## 2 設計 とっとりUD施設認証制度について

### 制度概要

- 条例の整備基準に適合し、さらにUD整備(ハード)、運営・サービス(ソフト)の両面の取組内容に応じて、★・★★・★★★の3段階で格付・認証した施設を公表することで利用者の利便性向上を図る。

### 主なUD整備の整備内容(評価項目)

- ✓ 施設整備(ハード)・・・全9項目
  - ・ 利用居室のある各階に車いす使用者用便房を整備
  - ・ 車いす使用者用駐車施設又はハートフル駐車場に屋根を整備
  - ・ キッズルーム、授乳室又は利用者の休憩室を整備
- ✓ 運用・サービス(ソフト)・・・全3項目
  - ・ 貸出用車いす又は筆談ボード(タブレット端末を含む)を設置
  - ・ あいサポート企業への登録(定期的な従業員教育が必須)
  - ・ UDアドバイザーの助言を施設整備へに反映

### 認定証の付与

- ✓ 評価点の合計点数の割合に応じて認証ランクに応じた認定証を付与
- ✓ 事業者は認証マーク等を利用者が分かりやすい位置に掲示し施設利用を促進
- ✓ ★★以上の認定はUDアドバイザーの助言反映が必要

## 2 設計 とっとりUD施設認証制度について

### UD認証項目一覧

評価項目	認証基準	評価点
(1)エレベーターの設置	複層階の施設のみ	必須
(2)敷地内の通路	夜間照明等の設置	1点
(3)駐車施設の整備	<ul style="list-style-type: none"><li>・車いす用駐車場と別にハートフル駐車場を設置(1点)</li><li>・車いす用駐車場又はハートフル駐車場に屋根を設置(1点)</li></ul>	2点
(4)屋外の出入口の整備	<ul style="list-style-type: none"><li>・屋外との出入口は自動ドアを整備</li></ul>	1点
(5)廊下の整備	<ul style="list-style-type: none"><li>・両側手すりの設置</li></ul>	1点
(6)ホテル又は旅館の客室の整備	<ul style="list-style-type: none"><li>・車いす使用者客室を条例規定数+1</li></ul>	2点
(7)車いす使用者用便房の整備	<ul style="list-style-type: none"><li>・利用居室のある階すべて(平屋の場合は2以上)設置</li></ul>	2点

## 2 設計 とっとりUD施設認証制度について

### UD認証項目一覧(つづき)

評価項目	認証基準	評価点
(8)高齢者又は乳幼児用設備の整備	<ul style="list-style-type: none"><li>・キッズルーム、授乳室又は利用者の休憩室を設置(1点)</li><li>・車いす使用者用便房に大型ベッドを設置(1点)</li></ul>	2点
(9)物品販売店又は飲食店の利用居室の整備	<ul style="list-style-type: none"><li>・物品販売店は、内部の通路の幅を120cm以上確保(1点)</li><li>・飲食店は通路の幅が90cm以上テーブル又はカウンターに設ける椅子を半数以上可動式とする(1点)</li></ul>	1点
(10)運営面の配慮	貸出用車いす又は筆談ボード(タブレット端末を含む。)を設置	1点
(11)あいサポート企業の登録及び従業員の教育	あいサポート企業に登録し、定期的に従業員にUDに関する教育の実施	1点
(12)UDアドバイザーの助言	UDアドバイザーの助言を施設の整備又は運営に反映	1点

# UDアドバイザー登録派遣制度の概要

## 仕組み

- 計画段階から施設の整備及び運営・サービスについて、利用者目線で助言を行うUDアドバイザーを派遣し、施設のUD整備を支援
- アドバイザーには、2種類の区分を設定し、養成講習会を修了した者を県が登録し、施設の要望に応じて登録したアドバイザーを派遣

## アドバイザーの区分

### ✓ 利用者アドバイザー

高齢者、障がい者(聴覚、視覚、肢体不自由、内部)、子育て経験者等

### ✓ 専門家アドバイザー

建築士、社会福祉士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、歩行訓練士、医師、保健師、看護師、保育士、幼稚園教諭、子育て支援員等の資格を有する者等

# 建築物バリアフリー化の取組み

## 福祉のまちづくり条例の概要

平成8年に県独自の条例として制定し、福祉のまちづくりを推進  
平成20年にバリアフリー法に基づく条例に全部改正し、新築・増改築時にバリアフリー整備を義務付け

## 建築物のバリアフリー化の推進に大きく貢献

ところが・・・バリアフリー整備されてから後に

- ✓ 案内標識の前に植栽があって見えない
- ✓ 車いす使用者用便房が使用中止になっている
- ✓ 誘導ブロックの上に足ふきマットがあって利用できない

## バリアフリー整備の効果が得られていない！

利用者目線に立った配慮が重要視されるべき！



# 建築物のUD整備を支援

令和4年3月 福祉のまちづくり条例を改正(10月1日施行)

条例にUDアドバイザーを新たに位置づけ

第30条

特別特定建築物の整備及び運営に関し、高齢者、障がい者等をはじめとする全ての者の安全かつ快適な利用に配慮するものとなるよう、特別特定建築物の利用者の立場に立って、点検し、助言を行う

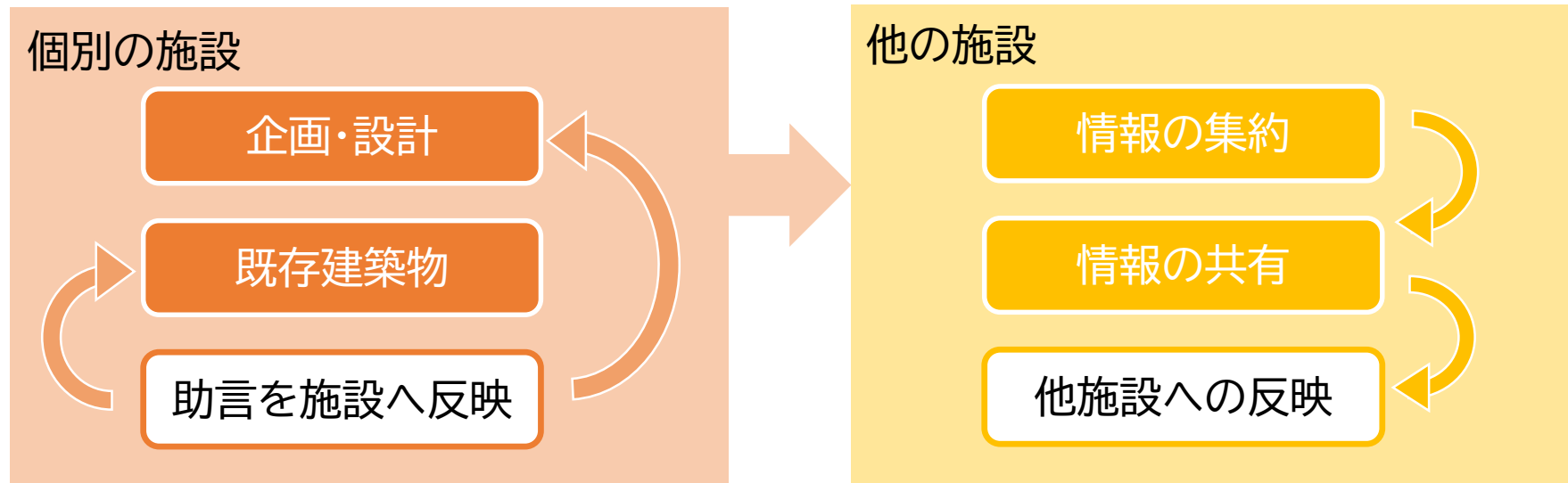
## UDアドバイザー登録派遣制度の創設

施設の計画段階から利用者及び専門家など、様々な立場の人の目線で、施設整備に助言することで、全ての人にとって利用しやすいユニバーサルデザインに配慮した施設整備を普及・推進

# UDアドバイザー派遣の効果

- 施設所有者等は、アドバイザーの助言により、利用者が使用するにあたって不便に感じている課題を認識
- 助言から得られた意見や改善方策を踏まえ、施設の整備及び運営・サービスに反映することで利用者の利便性を向上

続けることにより、他の施設にフィードバック



# UD:ユニバーサルデザインとは

- 「ユニバーサル」とは「**すべてに共通の**」という意味
- 年齢、性別、文化、身体の特徴などの違いに関わらず、**最初から誰もが利用しやすく、暮らしやすい社会**となるよう、まちや建物、もの、仕組み、サービスなどを提供していこうという考え方

## ユニバーサルデザインの7原則

1. 誰にでも公平に使用できること
2. 使う上で自由度が高いこと
3. 使い方が簡単ですぐわかること
4. 必要な情報がすぐに理解できること
5. うっかりミスや危険につながらないデザインであること
6. 無理な姿勢をとることなく、少しでも楽に使用できること
7. アクセスしやすいスペースと大きさを確保すること

# UD:ユニバーサルデザインとは

- 自分にとってのバリア解消が他人のバリアに…

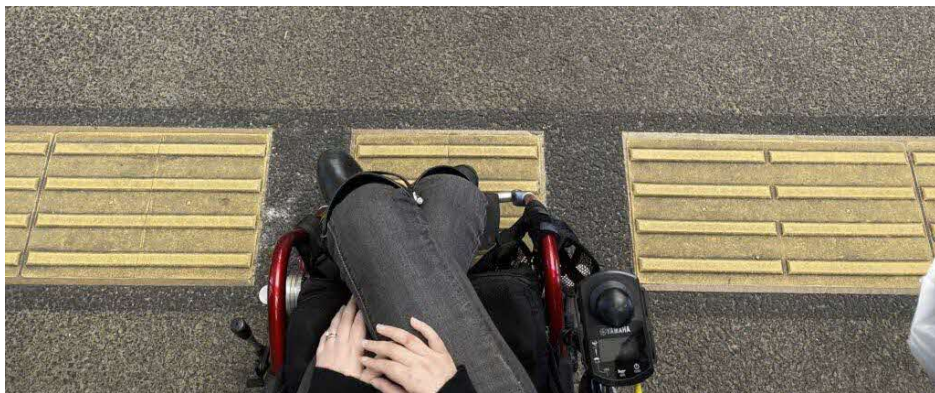
- ✓ 誘導ブロックの例

視覚障がい者 … 有効な情報

車いすユーザー… 通行に支障が出る可能性あり

自分にとってのバリア解消が他人のバリアになることもある

多様な人がいることを忘れず、様々な立場の人の意見を聞き  
『誰に』とっても『使いやすい』という配慮を意識



車椅子ユーザーと視覚障がい者の  
利用に配慮した事例

出典  
WheeLogHP

# UDアドバイザーの心得

## UDアドバイザーの心得5カ条

- ハード整備に関するだけでなく、運営・サービスなどのソフト面にも助言する。
- 不便に感じる部分だけを指摘しないようにし、優れた取り組み内容は称賛することも大切である。
- 助言の際には具体的な改善策を提案する。
- 『自分にとって』の『使いやすさ』に限らず、多くの人々が使いやすい施設となるような改善案を提案する。
- 他のアドバイザーの意見を大切にする。

# UDアドバイザーに求められること

## 『良い点』を褒める！とは？

- 『福祉のまちづくり施設整備マニュアル』又は『建築設計標準』の望ましい基準に適合する部分
- 適合義務基準では整備の必要性はないが、整備している部分
- 高齢者、障がい者等の安全性や使いやすさに特に配慮している部分等

たとえば・・・

- ✓ 出入口からエレベーターまでの経路に誘導ブロックが敷設されている
- ✓ 従業員教育マニュアルが整備されている
- ✓ 便所に障がい者、子育て向けの機能が分散配置されているなど

# UDアドバイザーの視点

- 実際に利用するルートをイメージする
- 状況(天候、混雑時、非常時)について想定する。特に非常時の安全性は重要！
- 良い点を見つけて褒め、継続性を促す
- 施設用途、規模、費用、スペースなど施設の状況を考慮

## POINT

・事業者にとっても、利用者にとってもバランスの良い施設整備となるよう配慮する

# 利用者アドバイザーの視点

- **実際に施設を利用する利用者の目線で助言する**
  - ✓ 使いにくい点については、どのように対応すれば使いやすくなるかを具体的に助言する
  - ✓ 同様の施設や類似施設で普段感じている不便さについても助言する
- **自分と同じ障がいでもニーズが違うことを配慮する**

## POINT

- ・普段から色々な人と情報交換を行う
- ・他施設の良い点や気になる点に気を留めておく



# 専門家アドバイザーの視点

- 専門分野や自身の経験等から意見が偏らないように助言する
- 専門的知識を生かして、利用者アドバイザーの意見を補足する
- 望ましい基準にこだわりすぎない
- 整備基準に適合しないと思われる事項は慎重に指摘(会議終了後県との相談の上、指摘でも可)

## POINT

- ・普段から色々な職種の人と情報交換を行う
- ・自分の専門分野以外にも気にかけてみる

# 当日の流れ

## 1 オリエンテーション (40分)

- ✓ 自己紹介、進行方法の説明 10分
- ✓ 施設の概要説明 30分

## 2 設計図又は現地での点検や助言 (60分)

- ✓ 実際に利用するルートに従って一連の動作を点検

## 3 意見交換・講評 (50分)

- ✓ 点検箇所ごとにアドバイザーの視点から助言 40分
- ✓ 講評 10分

大規模な施設等で、点検に1時間以上かかると想定される場合は、数回に分けて実施することもあります。

# 当日の流れ – オリエンテーション (40分) –

## ● 自己紹介、進行方法の確認 (進行役: 県)

- ✓ 事業者、UDアドバイザー、県担当者の自己紹介
- ✓ アドバイザー派遣の目的の概要を説明し、参加者全員が協力的な関係のもと実施できるよう目的を再共有

## ● 施設概要の説明 (進行役: 県又は事業者)

- ✓ 施設規模、用途、利用時間、イベントの有無 など
- ✓ 依頼の趣旨(施設のバリアフリーに対する考え方や困りごと)
- ✓ 福祉のまちづくり条例整備基準等への適合状況
- ✓ とっとりUD施設認証の取得予定の有無
- ✓ 図面(付近見取り図、配置図、平面図等)
- ✓ 多くの利用者が使用するルートの確認(移動等円滑化経路等)

# 当日の流れ

## 一点検や助言（60分）

- ルートに従って一連の動作を点検（進行役:県）
  - ✓ アドバイザーの視点で様々な利用者や場面を想定してハード面及びソフトの面の両面から点検
  - ✓ 改善点、他の施設の参考となるような優れた点を見つける

### アドバイザーの視点

安心して利用できるか、周囲を気にすることなく利用できるか  
誤解なく利用できるか、自分のペースで利用できるか 等

### 利用者の想定

障がい者（肢体不自由(上肢・下肢)、視覚(全盲・弱視)、聴覚、知的、内部、精神)、妊婦、乳幼児(ベビーカー)、こども、高齢者、LGBTQ、男性、女性、外国人 等

### 利用場面の想定

降雨・降雪、夕方・夜間、混雑時、非常時 等

# 当日の流れ

## －意見交換会・助言（40分）－

- **点検箇所ごとにアドバイザーの視点から助言**（進行役:県）
  - ✓ 意見交換会を行い意見のすり合わせ
  - ✓ 短期的に対応できる内容、中長期的に対応すべき内容を整理

- **講評**（進行役:県）
  - ✓ 県職員による意見のとりまとめ
  - ✓ アドバイザーは内容について確認し、後日報告書の提出

以上で、1日の流れは終了です